

## ◎ 附 録

### 1 沿 革

昭和22年 4月 1日	鳥取県立公民館規程の制定により鳥取県立鳥取図書館内に鳥取県立公民館が併置され、図書部、科学部、集会部がおかれる。 科学部は「科学研究館」として運営。
昭和24年 7月 1日	鳥取県立公民館規程が廃止され、鳥取県立科学館設置条例に基づき「鳥取県立科学館」が設置される。
昭和24年 7月23日	仁風閣に移転。物理、電気、化学、地学、生物の5部門からなる指導研究室を設置。
昭和27年 7月 1日	昭和27年7月博物館法の施行により、同法に基づく博物館相当施設として文部大臣の指定を受ける。
昭和29年 7月 1日	登録博物館となる。
昭和29年 7月 1日	鳥取県立科学博物館規程の制定により「鳥取県立科学博物館」と改称。
昭和30年 5月	考古指導研究室設置。
昭和30年 7月	教育研究所等の転出により仁風閣を全館使用。
昭和31年 7月 1日	鳥取県立科学博物館に庶務係及び指導調査係を設置。
昭和38年 3月31日	理工学部門（物理、電気、化学）の廃止。
昭和38年 4月 1日	民俗部門の設置により生物、地学、考古、民俗の4部門となる。
昭和39年 9月 6日	文化センター建設調査費を計上し、施設構想を検討。
昭和43年 9月10日	文化センター敷地について、鳥取市公設運動場と二の丸公園を充てることで知事と鳥取市長が合意。
昭和44年 4月 2日	文化施設の建設促進のため、県に鳥取県立文化施設促進協議会を設置。
昭和44年 5月30日	株式会社日建設計に建設構想図の作成を依頼。
昭和45年 9月15日	鳥取県立博物館の実施設設計完了。
昭和45年10月20日	建設工事着工（建設費総額 11億2,904万6千円）。
昭和46年 4月 1日	鳥取県立科学博物館に美術係を設置。
昭和47年 4月 1日	鳥取県立科学博物館を「鳥取県立博物館」と改称、組織も、管理課（庶務係、設備係）、学芸課（学芸係、美術係、史料係）と二課制に拡充。
昭和47年 4月 1日	西本真一県立鳥取東高等学校長が館長に就任。
昭和47年 5月31日	建設工事竣工。
昭和47年10月 1日	鳥取県立博物館竣工式、開館式挙行。
昭和48年	仁風閣を鳥取市に委譲。
昭和50年 4月 1日	木代彰県教育長が館長に就任。
昭和51年12月14日	西尾優県教育長が館長事務取扱。
昭和52年 4月 1日	前田壽男県教育次長が館長に就任。
昭和56年 4月 1日	山根幸恵県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
昭和58年 4月 1日	河田晃県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
昭和58年 4月 1日	学芸課の係を再編成し、自然係、美術係、人文係とする。

昭和58年4月1日	考古・民俗展示室を歴史・民俗展示室に改編。
昭和60年4月1日	松本兵衛県立鳥取図書館長が館長に就任。
昭和60年6月11日	近代美術展示室を開設。
昭和60年11月3日	皇太子殿下・同妃殿下が、第21回全国身体障害者スポーツ大会行啓の際当館を御視察。
昭和61年6月8日	中国河北省友好訪日団（河北省長ほか5名）来館視察。
昭和62年4月1日	長石肇県教育次長が館長に就任。
平成4年4月1日	國岡靖夫県立倉吉東高等学校長が館長に就任。
平成5年11月15日	文化課に県立美術館基本構想検討委員会を設置。
平成6年6月8日	鳥取県立博物館改修計画策定委員会を設置。
平成8年3月28日	鳥取県立博物館の改修について教育長へ提言。
平成9年4月1日	西垣幸信県立鳥取盲学校長が館長に就任。
平成10年6月16日	中国河北省博物館友好交流団（李吉樹館長ほか4名）が来館。 鳥取県立博物館において、河北省博物館と「友好交流館締結協定書」に調印。
平成10年8月7日～11日	第22回全国高等学校総合文化祭（美術・工芸部門）開催。
平成11年2月8日	熱源機器改修工事完成（平成10年6月着工）
平成12年9月12日	中国河北省博物館友好交流団（李宏傑副館長ほか5名）が来館。
平成13年4月1日	渡横由章県立鳥取農業高等学校長が館長に就任。
平成13年10月4日	バリアフリー工事着工。
平成14年4月1日	機構改革により美術振興課設置。（文化課・美術館整備調査室および学芸課美術係の組織再編）
平成14年4月10日	バリアフリー工事完成。 ①玄関アプローチ手すり及び屋内階段の両方に手すり設置 ②喫茶室出入口及び屋内段差をスロープに改修 ③休憩室内手洗い改修（車イス対応） ④身障者用便所を多目的便所に改修（折りたたみシート、オストメイト設置） ⑤視覚障害者誘導用床材設置（玄関アプローチ→正面玄関入口→ホール） ⑥玄関先及び駐車場入口の側溝改修 ⑦エレベーター（身障者対応）及び段差解消リフト設置（2台） ⑧車イス用駐車場整備（駐車場の区画整備） ⑨既設スロープ出隅部面取り ⑩園路出入口段差解消（スロープに改修）及び園路（砂利道）を透水性真砂土に改修
平成14年4月25日	音声誘導設置及びパトランプ設置完成。
平成14年11月2日	開館30周年記念事業実施。
平成14年10月13日～10月27日	第17回 国民文化祭・とっとり2002「美術展（日本画・洋画）」開催。
平成15年3月16日	高円宮妃殿下が故高円宮さま「素顔の一瞬」（仁風閣）鳥取展の際御来館、視察。
平成15年4月1日	谷口博繁 国民文化祭推進局長が館長に就任。
平成16年4月1日	管理課を総務課に改称。

## 2 施設の概要

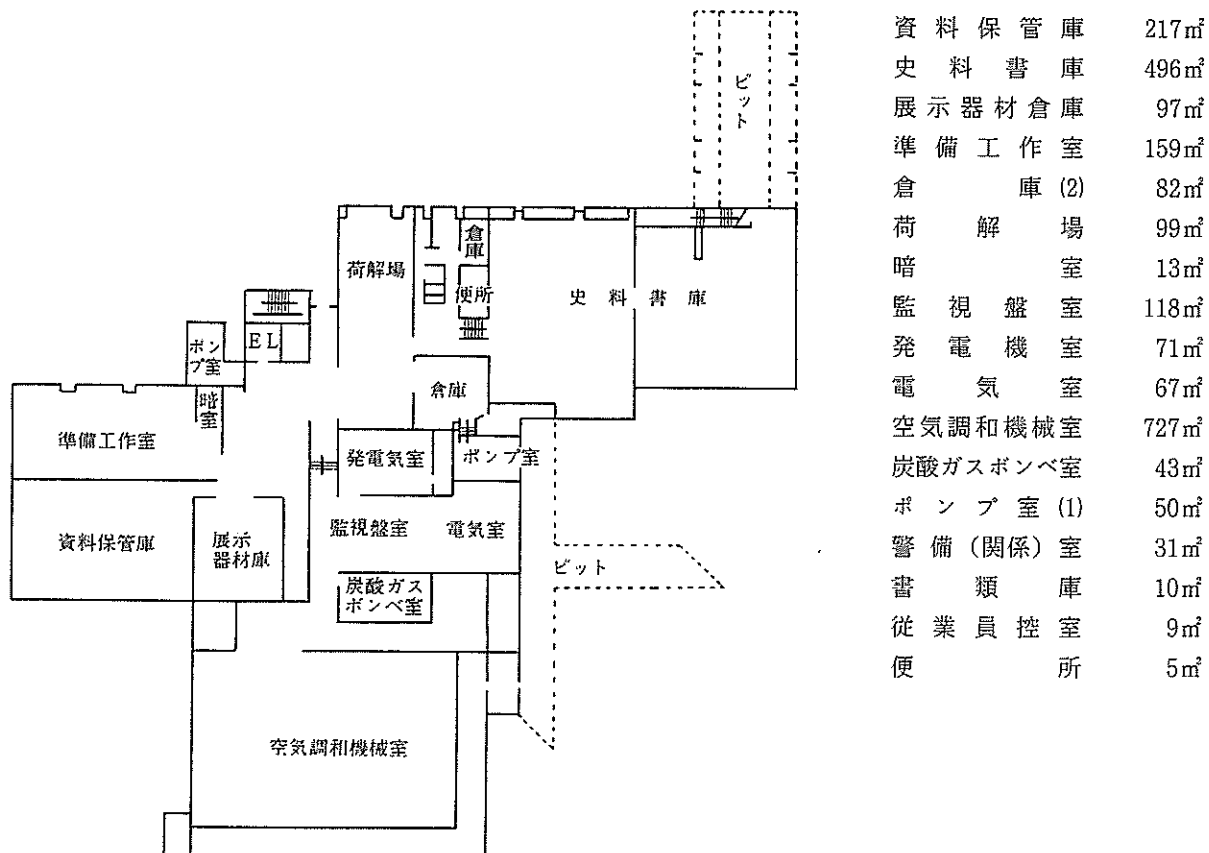
### <規模>

構造	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上2階、一部3階						
規模	敷地面積	14,228㎡						
	建築面積	3,576㎡						
	延床面積	9,699㎡						
	地階	2,668㎡	1階	3,623㎡	2階	2,606㎡	3階	706㎡
	屋上階	58㎡	屋外倉庫(別棟)	38㎡				

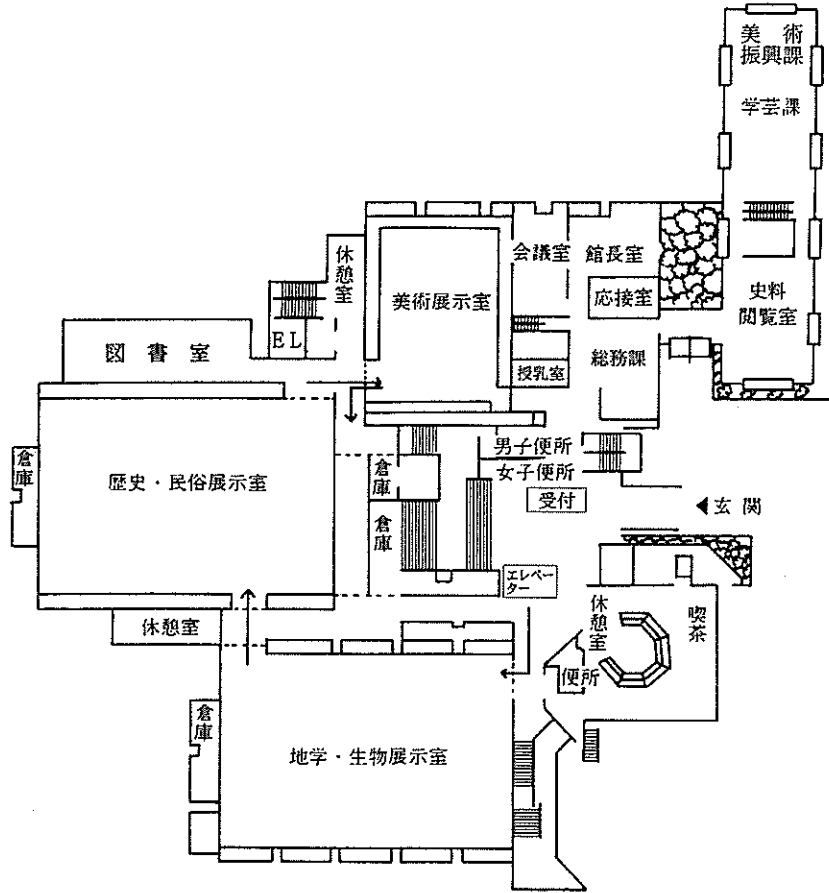
### <主要設備>

- (1) 全館冷・暖房、温度・湿度調和装置
- (2) 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kgボンベ 112本
- (3) 予備発電設備 6,600V・250KVA
- (4) エレベーター設備 人荷用、定員 59名、積載荷重 3,900kg、1基
- (5) 煉蒸設備 常圧式、15㎡
- (6) 身障者用便所
- (7) 身障者用スロープ

### 地階平面図

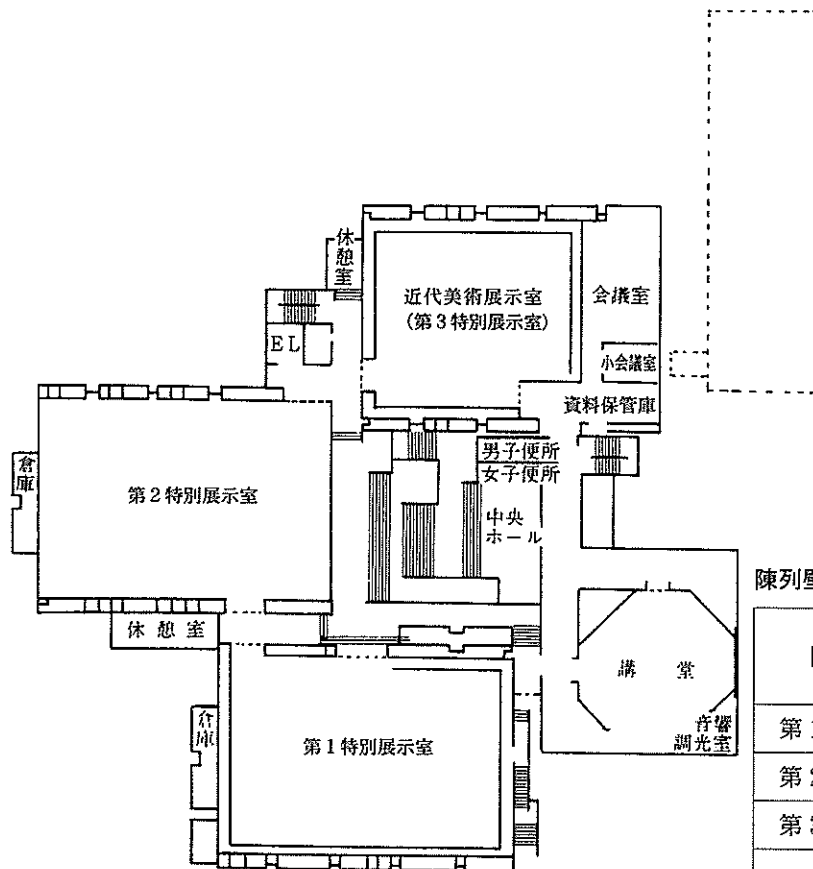


# 1 階 平 面 図



地学・生物展示室	515㎡
歴史・民俗展示室	515㎡
美術展示室	260㎡
喫茶・休憩室	182㎡
休憩室(2)	66㎡
館長室	60㎡
応接室	26㎡
総務課	68㎡
学芸課	100㎡
美術振興課	70㎡
史料閲覧室	111㎡
図書室	108㎡
会議室	58㎡
休養室	17㎡
図書類庫	10㎡
倉庫(階段下)	110㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
便所(3)	64㎡
授乳室	14㎡

# 2 階 平 面 図

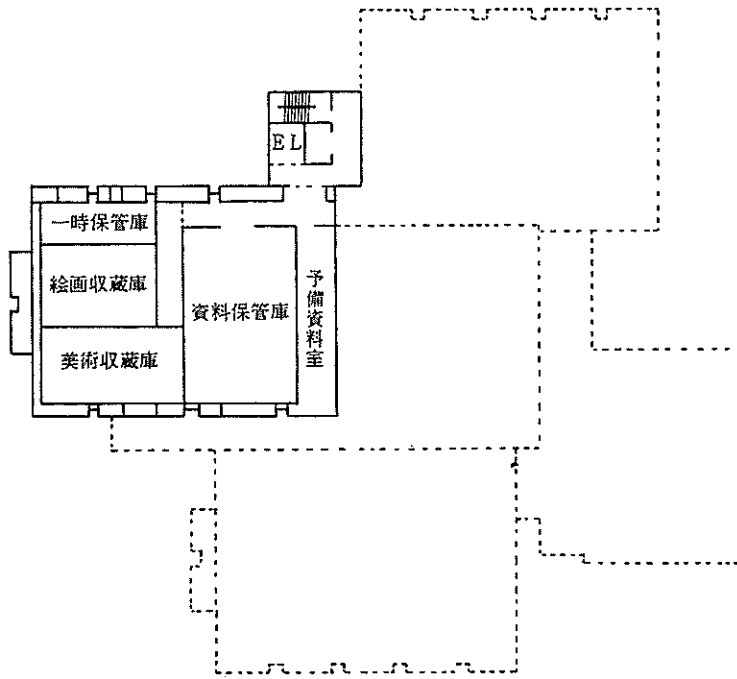


第1特別展示室	515㎡
第2特別展示室	515㎡
近代美術展示室 (第3特別展示室)	374㎡
講堂・映写室	206㎡
会議室・小会議室	107㎡
資料保管庫	22㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
休憩室(2)	66㎡
便所	30㎡

陳列壁面の長さ (特別展示室)

区 分	壁 面 延 長		
	固 定	可 動	計
第1特別展示室	80m	105m	185m
第2特別展示室	83	134	217
第3特別展示室	65	62	127
計	228	301	529

### 3 階 平 面 図



収 蔵 庫	258㎡
資 料 保 管 庫	172㎡
予 備 資 料 室	60㎡

屋 階 平 面 図



### 3 昭和47～平成16年度利用統計

区分 年度	常設展			特展		別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用		合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般	計	展覧会名	開催 日数	小・中学生 個人 計	高校生 個人 計	一般 個人 計	館内			館外	展示室	
47年度 (148日)	個人 16,804 団体 23,881 計 40,685	4,231	44,662	65,697	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	22	個人 計 (28,563)	個人 計 (6,437)	個人 計 (28,213)	1,686	83	個人 計 32,954	個人 計 1,431	個人 計 34,385	137,748
48年度 (306日)	個人 10,083 団体 14,289 計 24,372	2,109	23,891	36,083	第4回日展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸秀作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 世界の蝶展 (9.30～10.21) 計	23	個人 計 15,828	個人 計 7,921	個人 計 23,830	1,700	608	個人 計 106,861	個人 計 4,009	個人 計 62,320	169,181
49年度 (307日)	個人 8,858 団体 12,967 計 21,825	1,538	21,225	31,622	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4) 計	22	個人 計 10,505	個人 計 4,194	個人 計 14,431	2,855	621	個人 計 84,309	個人 計 3,603	個人 計 60,341	144,650
50年度 (310日)	個人 8,594 団体 11,246 計 19,840	1,430	22,815	32,839	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄斎展 (10.18～11.9) 計	22	個人 計 745	個人 計 255	個人 計 3,092	2,975	755	個人 計 77,527	個人 計 2,904	個人 計 26,116	103,643
51年度 (311日)	個人 7,097 団体 10,102 計 17,199	1,088	18,097	26,282	世界の貝展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7) 計	45	個人 計 15,804	個人 計 10,202	個人 計 26,290	2,231	618	個人 計 123,406	個人 計 4,803	個人 計 88,625	212,031

区 分	常 設 展				特 別 展				普及活動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用		合 計	
	小・中学生	高校生	一 般	計	開館日数	展覧会名	高校生	一 般	計	館内			館外	展示室		講堂 会議室
52 年 度 (314日)	個人	6,633	1,072	21,001	28,706	21	第8回日展 (4.29～5.19)	2,557	13,035	21,811	人	人	人	人	人	
	団体	9,983	1,443	5,606	17,032	22	文化庁置上 優秀美術作品展 (8.6～8.26)	339	3,454	5,131	973	984	7,594	5,425	13,019	
	計	16,616	2,515	26,607	45,738	30	失われた生物展 (10.8～11.6)	4,500	24,235	52,525						114,720
53 年 度 (312日)	個人	6,885	1,062	22,959	30,906	23	近代日本画名作展 (4.29～5.21)	1,519	6,585	12,168						
	団体	11,454	1,974	6,629	20,057	29	世界の現代陶芸展 (7.20～8.17)	360	2,091	3,233	2,008	1,150	37,614	6,600	44,214	126,878
	計	18,339	3,036	29,588	50,963	30	細文の文化展 (10.7～11.5)	1,085	3,839	11,717						
54 年 度 (312日)	個人	6,676	924	25,049	32,649	23	山陰の仏教美術展 (4.28～5.20)	671	5,636	9,048						
	団体	10,412	1,331	7,607	19,350	23	科学者レオナルド・ダ・ヴィンチ展 (8.4～8.26)	656	5,380	10,495						
	計	17,088	2,255	32,656	51,999	15	現代美術選抜展 (12.8～12.22)	455	2,171	3,756	2,576	545	65,403	7,918	73,321	167,365
55 年 度 (309日)	個人	7,768	919	22,776	31,463	30	日本の人形文化展 (4.26～5.25)	442	3,980	6,926						
	団体	10,135	2,927	4,970	18,032	23	第11回日展 (6.14～7.6)	742	9,170	12,302	850	456	32,357	4,729	37,086	115,055
	計	17,903	3,846	27,746	49,495	22	関西洋画の名作展 (10.18～11.9)	1,679	16,213	25,756						
56 年 度 (309日)	個人	10,674	959	26,525	38,158	23	近世の衣裳美術展 (4.25～5.17)	537	3,566	5,063						
	団体	13,210	1,885	5,831	20,926	16	鳥取県100年展 (9.12～9.27・10.4～ 10.11・10.21～10.28)	(352)	(7,696)	(15,441)						
	計	23,884	2,844	32,356	59,084	21	日本の美術展 (10.25～11.15)	961	4,246	9,522	800	1,012	30,606	4,000	34,606	144,625

区分 年度	常設展			特 別 展			普及活動	研究 相談	小 計	許可利用			合 計	
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	開 閉 日 数	展 覽 名 目				小・中学生 人	高校生 人	一 般 人		展示室 人
57年度 (297日)	個人	7,142	625	20,152	27,919	26	生きて いる 化石展 (4.28～5.23)	10,117	583	7,731	18,431	人	人	106,494
	団体	7,078	1,058	4,180	12,316	23	藩政時代の 写生画と 文人画展 (8.7～8.29)	655	70	3,542	4,267	人	人	
	計	14,220	1,683	24,332	40,235	17	内外美術 名作展 (10.1～10.17)	3,405	494	4,270	8,169	人	人	
58年度 (298日)	個人	4,641	450	15,817	20,908	27	世界の 児童画展 (4.29～5.29)	7,120	130	3,106	10,356	人	人	(3,110) 89,482
	団体	7,914	1,332	3,783	13,029	32	地球の ふしぎ展 (7.16～8.21)	3,966	218	3,921	8,105	人	人	
	計	12,555	1,782	19,600	33,937	27	辻 晉堂展 (9.23～10.23)	2,929	415	2,423	5,767	人	人	
59年度 (306日)	個人	5,134	578	17,227	22,939	27	は に わ 展 (4.28～5.27)	7,519	292	3,266	11,077	人	人	(2,115) 77,955
	団体	5,878	646	3,953	10,477	20	京 の 染 展 (7.7～7.29)	231	278	1,592	2,101	人	人	
	計	11,012	1,224	21,180	33,416	26	近代日本 美術の 巨匠展 (10.6～11.4)	3,997	284	4,319	8,600	人	人	
60年度 (301日)	個人	4,957	642	21,486	27,085	27	神々 の 美術展 (4.27～5.26)	1,412	197	3,206	4,815	人	人	(2,562) 94,043
	団体	5,594	853	4,344	10,791	27	昆 虫 の 世界展 (7.26～8.25)	6,238	146	6,083	12,467	人	人	
	計	10,551	1,495	25,830	37,876	27	計	7,650	343	9,289	17,282	人	人	
61年度 (308日)	個人	5,550	621	22,631	28,802	27	山 陰 の 大名展 (4.26～5.25)	4,035	465	7,386	11,886	人	人	(6,682) 110,126
	団体	6,166	939	5,332	12,437	26	日本近代 洋画の 歩み展 (10.7～11.3)	2,961	756	4,724	8,441	人	人	
	計	11,716	1,560	27,963	41,239	26	計	6,996	1,221	12,110	20,327	人	人	



区 分	常 設 展				特 別 展				普及活動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用		合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計	展 覽 会 名	開 館 日 数	小・中学生	高校生	一 般	計			館 内	館 外	
62 年 度 (305日)	個人	4,960	562	23,181	28,703	27	1,568	611	6,695	8,874	人	人	人	人	人
	団体	7,335	954	9,091	17,380	26	8,306	258	9,813	18,377	(761)	(4,959)	(4,959)	8,986	(4,959)
	計	12,295	1,516	32,272	46,083	18	2,393	142	3,612	6,147	1,766	1,064	21,757	30,698	30,698
63 年 度 (301日)	個人	7,976	750	30,344	39,070	26	1,579	42	2,166	3,787					
	団体	5,583	841	8,091	14,515	28	3,126	120	3,140	6,386	(6,071)	(1,952)	(1,952)	9,178	(1,952)
	計	13,559	1,591	38,435	53,585		4,705	162	5,306	10,173	1,347	6,228	33,827	43,005	43,005
元 年 度 (306日)	個人	5,303	702	27,696	33,974	28	2,954	155	4,757	7,866					
	団体	8,720	807	9,123	18,650	27	2,142	87	2,728	4,957	(14,834)	(1,664)	(1,664)	11,010	(1,664)
	計	14,023	1,509	37,092	52,624		5,096	242	7,485	12,823	1,263	14,942	28,743	39,753	39,753
2 年 度 (304日)	個人	5,011	700	25,818	31,529	21	615	77	3,626	4,318					
	団体	6,002	677	6,722	13,401	28	2,886	244	5,743	8,873	(7,265)	(3,100)	(3,100)	9,224	(3,100)
	計	11,013	1,377	32,540	44,930	27	2,445	129	5,547	8,121	1,592	7,462	36,522	45,746	45,746
3 年 度 (305日)	個人	4,534	702	27,667	32,903	28	7,495	356	10,470	18,321					
	団体	6,790	1,106	7,139	15,035	28	1,306	13	3,278	4,597	(5,888)	(1,288)	(1,288)	9,744	(1,288)
	計	11,324	1,808	34,806	47,938		8,801	369	13,748	22,918	1,354	6,161	45,397	55,141	55,141

区分 年度	常設展				特展				別展				普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計	
	小・中学生		高校生		一般		計		小・中学生		高校生		一般				計		展示室		講義室
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体		個人	
4年度 (298日)	個人	4,832	627	27,314	32,778	人	まつり・獅子と龍 (7.24~8.23)	28	1,096	90	2,847	4,033	人	人	人	(3,550)	人	45,683	8,910	54,593	(3,550)
	団体	5,757	992	6,020	12,769	人	代の日本画 (10.9~11.8)	28	1,096	35	3,882	5,015	人	1,238	1,160	3,698	人	45,683	8,910	54,593	115,277
	計	10,589	1,619	33,334	45,542	人	計		2,192	125	6,729	9,046	人				人				
5年度 (308日)	個人	4,836	679	26,943	32,458	人	大海獣 (7.30~8.29)	28	3,858	233	6,625	10,716	人			(5,415)	人				(5,415)
	団体	6,276	628	5,710	12,614	人	工芸美術の華 (10.9~11.8)	28	665	12	2,257	2,934	人	1,101	1,024	5,616	人	43,970	6,905	50,875	117,338
	計	11,112	1,307	32,653	45,072	人	計		4,523	245	8,882	13,650	人				人				
6年度 (307日)	個人	3,343	477	20,296	24,116	人	水木しげると日本の妖怪 (4.23~5.22)	28	3,816	241	8,558	12,615	人			(2,180)	人				(2,180)
	団体	7,193	224	4,701	12,118	人	明治維新と鳥取 (10.7~11.6)	28	2,418	43	3,913	6,374	人	829	862	2,305	人	31,633	4,767	36,400	95,619
	計	10,536	701	24,997	36,234	人	計		6,234	284	12,471	18,989	人				人				
7年度 (305日)	個人	3,010	480	20,626	24,116	人	生命40億年のあゆみ (7.28~8.27)	28	4,669	204	6,929	11,802	人			(1,466)	人				(1,466)
	団体	3,607	364	4,582	8,553	人	生誕100年記念・里見勝蔵 (10.6~11.5)	28	74	40	1,546	1,660	人	991	1,380	1,626	人	28,764	4,425	33,189	83,257
	計	6,617	844	25,208	32,669	人	計		4,743	244	8,475	13,462	人				人				
8年度 (311日)	個人	3,646	431	20,677	24,754	人	大國主と大黒天 (4.26~5.26)	28	305	31	3,210	3,546	人			(115)	人				(115)
	団体	4,532	792	2,541	7,865	人	中西国の画家たち展 (6.8~6.30)	20	54	94	1,967	2,115	人	(115)		(7,607)	人				(7,607)
	計	8,178	1,223	23,218	32,619	人	大唐王朝の華 (7.14~8.18)	33	359	63	4,043	4,465	人	1,393	740	7,774	人	25,915	3,694	29,609	86,329

区 分	常 設 展				展 具	特 別 展				普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用		合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計		観覧日数	展 覧 会 名	小中学生	高校生	一 般	計			展 示 室	講 堂 議 室	
9 年 度 (318日)	個人 2,889	430	19,934	23,253	人 (第41回)	救おう!日本の野生生物 (7.24~8.24)	1,686	97	3,052	4,835	人	人	人	人	人	人
	団体 3,495 計 6,384	219 649	2,273 22,207	5,987 29,240	5,441	柴石・応挙と土方福嶺展 開館25周年記念 栄光の近世ヨーロッパ絵画展 (11.9~12.7) 計	47 449 2,182	27 115 239	4,176 5,547 12,775	4,250 6,111 15,196	[205] 1,541	837	3,423	52,018	(205) (8,767) 61,364	113,382
10 年 度 (305日)	個人 4,824	499	19,948	25,271	人	天 狗 と 山 伏 (10.3~11.3)	733	233	3,260	4,226	人	人	人	人	人	人
	団体 3,663 計 8,487	1,416 1,915	2,962 22,910	8,041 33,312	5,912	戦後日本画の歩み (11.14~12.13) 計	164 897	148 381	3,171 6,431	3,483 7,709	[149] (4,717)	1,021	3,445	39,543	[149] (4,717) 54,257	98,800
11 年 度 (308日)	個人 2,829	301	17,234	20,364	人	かむ・さす・かぶれる (7.23~8.22)	4,673	132	8,324	13,129	人	人	人	人	人	人
	団体 3,370 計 6,199	708 1,004	2,827 20,061	6,900 27,264	5,119	民芸運動と岡村吉右衛門 (10.1~10.31) 計	25 4,698	12 144	2,157 10,481	2,194 15,323	[278] (14,762)	1,138	4,110	46,777	[278] (14,762) 65,188	111,965
12 年 度 (312日)	個人 2,971	313	15,778	19,062	人	む き ば ん だ (7.25~8.23)	1,351	140	4,690	6,181	人	人	人	人	人	人
	団体 3,136 計 6,107	958 1,271	3,540 19,318	7,634 26,696	5,149	現代中国の美術 (11.3~12.3) 計	71 1,422	140 280	2,889 7,579	3,100 9,281	[198] (12,838)	902	3,471	32,997	[198] (12,838) 57,945	90,942
13 年 度 (312日)	個人 4,322	704	27,622	32,648	人	トリピー森の大冒険 (7.25~8.22)	1,642	51	3,342	5,035	人	人	人	人	人	人
	団体 2,976 計 7,298	651 1,355	3,411 31,033	7,038 39,686	4,859	現代美術への招待 (10.2~11.2) 計	382 2,024	101 152	3,101 6,443	3,584 8,619	[180] (11,566)	621	3,321	53,238	[180] (11,566) 67,631	120,869

区分 年度	常設展			県展	特展			別展				普及活動		研究 相談	小計	許可利用		合計
	幼児	小・中学生	高校生		一般	計	開館 日数	幼児	小・中学生	高校生	一般	計	館内			館外	展示室	
14年度 (322日)	個人	4,829	908	20,886	人 (第46回)	27	人	275	261	3,082	3,618	人	人	人	人	人	人	人
	団体	1,621	850	3,132	4,426 (華やぐバリの芸術家たち展 (7.20~8.25) 異界万華鏡 (9.6~10.6) 鳥取県の名宝 (11.2~12.1))	34	950	256	6,274	7,480	7,480	(1,745)	(5,832)					
	計	6,450	1,758	24,018		27	2,333	348	8,210	10,891	10,891	2,348	7,382		780	36,793	3,029	39,822
15年度 (323日)	個人	1,464	2,813	18,277	4,918 (世界どうぶつ物語 (7.20~8.24) よみがえる仏像 (10.21~11.16) 発掘された日本列島2003 (12.6~1.18))	34	7,009	477	11,365	24,087	24,087							
	団体	0	2,357	2,783		27	1,023	18	3,323	4,393	4,393	(1,745)	(5,832)					
	計	1,464	5,170	21,060		36	399	30	3,019	3,532	3,532	2,292	11,521	626	41,211	4,095	45,306	125,021
16年度 (333日)	個人	1,911	3,955	18,893	4,673 (大(oh!)水木しげる展 (4.29~5.30))	32	3,914	512	9,357	15,151	15,151							
	団体	0	3,127	2,161		30	1,312	569	6,054	8,048	8,048	(463)	(4,240)					
	計	1,911	7,082	21,054		30	5,226	1,081	15,411	23,199	23,199	3,145	4,820	918	29,639	2,822	32,461	100,316

(1) 普及活動・館内欄の( )は常設展示・特別展示・特別展示者の内数であり、同欄においては外数、館外欄の( )は巡回展入場者数で内数

(2) 許可利用・展示室欄の( )は共催展入場者数で内数

#### 4 昭和47～平成16年度催物展（企画展）開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空 から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失 わ れ た 漁 具 展	51.11.14～11.28	〃	
	公 募 科 学 写 真 展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬 の 民 具 展	52.11.12～11.27	〃	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
	秋 の キ ノ コ 展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 ー秋里遺跡を掘るー	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古文書展と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕100年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自 然 資 料 展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧 鳥 取 駅 資 料 展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自 然 資 料 展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館 蔵 美 術 資 料 展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油 彩 と 素 描 ～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	〃	

年度	展覧会名	期間	会場	摘要
59	空から見た郷土写真展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展示室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展示室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第1・第3展示室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展示室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展示室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展示室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第1・第2展示室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展示室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第1・第3展示室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 ～ 鳥 取 県 の 絵 馬 ～	63.11.15～12. 4	〃	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第1・第3展示室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展示室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因・伯と但馬の襖絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展示室	
	空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展示室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川と池の自然のくらし	2.11.23～12.16	第 2 展示室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～4.1.19	〃	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展示室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展示室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	〃	
5	夭折の画家・前田寛治と 異色の彫刻家・辻晋堂	5. 4.25～ 5.30	第1・第2展示室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～6.1.23	第 1 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料の美～	6. 2.15～ 3.13	〃	
6	空から見た郷土のすがた	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展示室	
	鳥 ち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展示室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻み続けた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2・3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～書と人物～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展示室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展示室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展示室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展示室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
8	山 陰 海 岸 の カ ニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展 示 室	
9	鳥 取 東 照 宮 の 宝 物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展 示 室	
	絵 図 と 出 土 品 で み る 鳥 取 城	10. 2.13～ 3.15	〃	
10	岡村吉右衛門コレクション展 －ア ジ ア の 染 織－	10. 4.18～ 5.17	〃	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	〃	
11	空から見た郷土のすがた	11. 4.16～ 5.16	第 2 展 示 室	
	鳥取県民の明治・大正・昭和	11.11.12～12.23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物の人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
12	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
	ふしぎ大陸 南極展	12. 4.21～ 5.21	第 2 展 示 室	
	城下町鳥取の絵図	12. 9. 9～10.26	第 3 展 示 室	
13	絵はがきで綴る鳥取	13. 4.27～ 5.27	第 2 展 示 室	
	ピカソ銅版画展	13.11.16～12. 9	第 2 展 示 室	
14	すばる望遠鏡－宇宙を探る新しい眼－	14. 4.20～ 5.19	第 3 展 示 室	
	数学と遊ぼう－形と数のワンダーランド－	14.12.12～15.1.19	第 2 展 示 室	
	高知県立美術館ベストセレクション シャガール版画展～愛の賛歌～	15. 3.15～ 4.13	第 1・第 2 展 示 室	
15	因伯の古代寺院	15. 4.26～ 5.25	第 1 展 示 室	
	現代の表現 鳥取 vol.1 4Rooms － 4 つの同時代的感性－	15.12.17～16.1.11	第 2 展 示 室	
	富山県立近代美術館所蔵 ルオー版画展	16. 2.28～ 3.28	第 1・第 2 展 示 室	
16	発見しよう！自然のふしぎ	16. 7.17～ 8.25	第 1 展 示 室	
	空から見た郷土のすがた	16. 7.17～ 8.25	第 2 展 示 室	
	現代の表現 鳥取 vol. 2 平久弥・池本喜巳	16.11.21～12.19	第 2 展 示 室	
	郷土作家展 板画の詩 長谷川富三郎	16.12.23～17.1.23	第 2 展 示 室	
	共同企画展 三重 奏 鳥取県立博物館・倉吉博物館・米子市美 術館のコレクションでつくる展覧会	17. 2. 5～ 2.27	第 1 展 示 室	
	丸沼芸術の森所蔵 アンドリュー・ワイエス水彩素描展	17. 3.12～ 4.17	第 1・第 2 展 示 室	

※ 平成15年度から「企画展」に名称変更

## 5 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成13.12.21 施行）

1 通常展示の入館料

区 分		金 額
個 人	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき 180円
団 体 (20人以上のものに限る。)	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき 150円

2 特別展示の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額。

3 展示室等使用料

区 分	金 額	
第 1 展 示 室	1日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 2 展 示 室	1日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 3 展 示 室	1日につき 16,800円	半日につき 8,400円
講 堂	1日につき 8,610円	半日につき 4,300円
会 議 室	1時間につき 440円	



備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（平成9年3月25日鳥取県条例第3号）

（設 置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、5億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

（管 理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基

金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(鳥取県美術品取得基金条例の廃止)

2 鳥取県美術品取得基金条例(昭和54年3月鳥取県条例第2号)

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号)

(最終改正 平成12年1月28日鳥取県教育委員会規則第8号)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総 務 課	庶 務 係 ・ 設 備 係
学 芸 課	自 然 係 ・ 人 文 係
美 術 振 興 課	調 査 係 ・ 美 術 係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料(美術関係の資料を除く。次号及び第3号において同じ。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること(美術振興課の所掌に属するものを除く)。

美術振興課

- (1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。
- (2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 美術関係の資料の利用の指導・助言及び普及に関すること。
- (4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。
- (5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
  - (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
  - (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
  - (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (6) その他教育委員会が定める行為。
- 2 前項第2号又は第4号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・平12教委規則7・平14教委規則18・平15教委規則11一部改正）

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職  
館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任・現業主幹
- 2 事務職員をもって充てる職  
主事・現業主事
- 3 技術職員をもって充てる職

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	通常展示の入館料 及び特別展示の 入 館 料	1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料 (特別使用料を除く。)	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
	展示室等使用料	<p>学校等が、生徒等が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「文化芸術行事」という。）のために利用するとき。</p>

（減免の申請手続き等）

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続きその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（以下附則省略）